

# 福山市立鳳中学校PTA 慶弔規定

第一条 この規定は、福山市立鳳中学校PTA会員、生徒、並びに本会に関係する者に係る慶弔規則を定める。

第二条 PTA会員に対する規定は、次の通りとする。

- 1 会員が死亡した場合、代表が会葬し、香料 5,000円と弔電を供する。
- 2 教職員の転退職の場合、餞別をおくる。餞別は、本校会員1年は 2,000円とし、1年加算されるごとに 1,000円を加える。ただし、10,000円を上限とする。
- 3 教職員の病氣療養(1ヶ月以上)の場合、見舞金 3,000円をおくる。

第三条 生徒に対する規定は、次の通りとする。

- 1 学校管理下で不慮の災害により死亡した場合、会長・副会長・事務局で協議し、弔意を表す。
- 2 その他により死亡した場合、代表が会葬し、香料 10,000円と弔電を供する。
- 3 学校管理下における負傷により1週間以上欠席の場合、見舞金 3,000円をおくる。

第四条 その他のことについては、その都度、会長・副会長・事務局で協議し、実行委員会に報告する。

第五条 会計は、PTA会費をもってこれにあてる。

附則 1 本規定は、平成4年4月1日より実施する。

2 平成14年4月1日 一部改正

3 平成21年3月1日 一部改正

## 福山市立鳳中学校PTA 内規

○PTA研修に係る研修費及び交通費については

鳳中学校区内、東雲ブロック内いずれも 0円。

県レベル以上の研修については、その都度検討する。

(可能な限りPTA一般会計で負担する。)